

RCEP協定の活用事例等について (日本への輸入)



2026年1月28日

財務省・税関 EPA原産地センター

1. RCEP協定の活用事例
2. 事前質問への回答
3. 事前教示制度
4. 税関ホームページのご案内

1. RCEP協定の活用事例



アパレル企業の貿易担当者です。
RCEP協定を利用して、インドネシアから日本へ、
インドネシアで生産した「ズボン」を輸入したいと考えています。
輸入予定の製品について、以下の情報を確認しました。

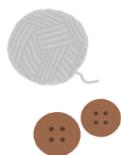
■ 産品：合成繊維製のズボン(男子用)

□ 生産国：インドネシア

□ HS番号(輸入統計品目番号)：6203.43-200

□ 製造工程：輸出者のインドネシア国内工場にて下記材料を用いて製造。

□ 材料：



01 合成繊維製の織生地 …… 締約国外からインドネシアに輸入

02 ボタン …… インドネシア国内のサプライヤーから調達



輸入貨物のRCEP協定利用のステップ

輸入においてRCEP協定を利用するためには次のステップで確認します。



ステップ1. 輸入貨物のHS番号を特定

ステップ2. RCEP協定税率が設定されていることを確認

ステップ3. 適用される原産地基準を特定

ステップ4. 原産地基準を満たすかを確認 + RCEP原産国を決定

ステップ5. 輸入面での原産地手続

- (1) 申告に必要な書類(原産地証明書または原産品申告書など)を整える
- (2) 関係書類を保存

ステップ6. 輸入申告時にRCEP協定税率を適用

ステップ7. 必要に応じ日本税関からの事後確認に対応

輸入貨物のRCEP協定利用のステップ

輸入においてRCEP協定を利用するためには次のステップで確認します。



ステップ1. 輸入貨物のHS番号を特定

ステップ2. RCEP協定税率が設定されていることを確認

ステップ3. 適用される原産地基準を特定

ステップ4. 原産地基準を満たすかを確認 + RCEP原産国を決定

ステップ5. 輸入面での原産地手続

- (1) 申告に必要な書類(原産地証明書または原産品申告書など)を整える
- (2) 関係書類を保存

ステップ6. 輸入申告時にRCEP協定税率を適用

ステップ7. 必要に応じ日本税関からの事後確認に対応

1. 輸入貨物のHS番号を特定

2.

3.

4.

5.

6.

7.

HS番号の特定方法

- HS番号は税関ホームページの「**実行関税率表**」で調べることができます。
 - <https://www.customs.go.jp/tariff/index.htm>
- HS番号に関するお問合せは、各税関関税鑑査官部門でお受けしています。
 - <https://www.customs.go.jp/question2.htm#b>

実行関税率表 検索画面



HS番号(輸入統計品目表番号)は、6203.43-200と特定しました。

ステップ1
完了

輸入貨物のRCEP協定利用のステップ

輸入においてRCEP協定を利用するためには次のステップで確認します。

ステップ1. 輸入貨物のHS番号を特定

 ステップ2. RCEP協定税率が設定されていることを確認

ステップ3. 適用される原産地基準を特定

ステップ4. 原産地基準を満たすかを確認 + RCEP原産国を決定

ステップ5. 輸入面での原産地手続

- (1) 申告に必要な書類(原産地証明書または原産品申告書など)を整える
- (2) 関係書類を保存

ステップ6. 輸入申告時にRCEP協定税率を適用

ステップ7. 必要に応じ日本税関からの事後確認に対応

RCEP協定税率の確認方法

- ステップ1で特定したHS番号(輸入統計品目番号)9桁をもとに、**実行関税率表**で**インドネシア**に対してRCEP協定税率(EPA税率)が設定されているかを調べます。

(輸入統計品目番号)6203.43-200 合成繊維製のズボン等

(HS番号はHS2022年版)

統計番号 番号	品名	関税率 WTO協定	関税率(経済連携協定)		
			RCEP(アセアン/豪州/ニュージーランド)	RCEP(中国)	RCEP(韓国)
6203.43	合成繊維製のもの				
100	1 毛皮付きのもの				
200	2 その他のもの	9.1%	無税	6.3%	6.3%

税率差発生品目

※関税率:2026年1月時点

日本は、6203.43-200の産品について、インドネシアに対してRCEP協定税率を設定しています。 ➔ **関税率 無税** (2026年1月時点)

輸入貨物のRCEP協定利用のステップ

輸入においてRCEP協定を利用するためには次のステップで確認します。

ステップ1. 輸入貨物のHS番号を特定

ステップ2. RCEP協定税率が設定されていることを確認

 ステップ3. 適用される原産地基準を特定

ステップ4. 原産地基準を満たすかを確認 + RCEP原産国を決定

ステップ5. 輸入面での原産地手続

- (1) 申告に必要な書類(原産地証明書または原産品申告書など)を整える
- (2) 関係書類を保存

ステップ6. 輸入申告時にRCEP協定税率を適用

ステップ7. 必要に応じ日本税関からの事後確認に対応

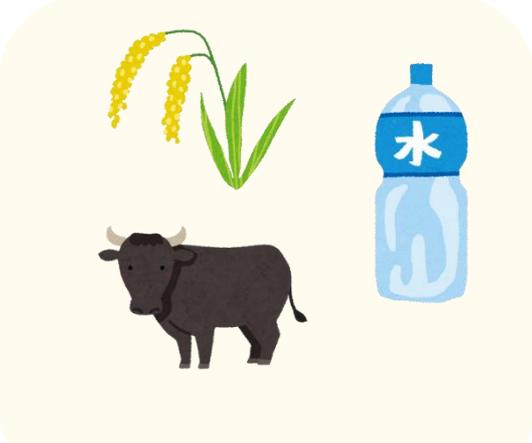
協定に定める原産品の要件を確認

- RCEP協定税率は、RCEP協定上の他の締約国の「原産品」に対して適用されます(第2・4条1)。
- 「原産品」と認められるのは以下の3つの要件のいずれかを満たす製品です。
- 材料が「原産材料(=原産品である材料)」か判断する場合にも、この「原産品」の要件を適用します。

要件

完全生産品

締約国において
“完全に生産される” 産品

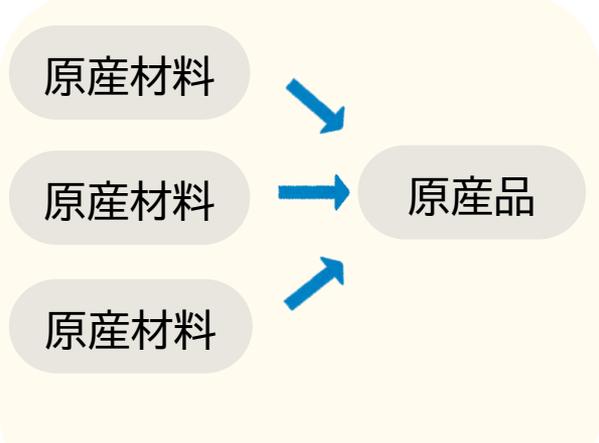


RCEP協定 第3・2条(a)

要件

**原産材料のみから
生産される産品**

締約国の
“原産品と認められる材料”
 のみから生産される産品



RCEP協定 第3・2条(b)

要件

**品目別規則
を満たす産品**

締約国の**“原産品と認められない材料”**
 を使用し締約国において生産をすること
 で**“実質的変更”**が生じた産品



RCEP協定 第3・2条(c)

製品の生産に使用した材料を確認

■ 産品：合成繊維製のズボン(男子用)

□ 製造工程：輸出者のインドネシア国内工場にて下記材料を用いて製造。

- 材料表：
-  01 合成繊維の織生地 … 締約国外で生産し、インドネシアに輸入
 -  02 ボタン … インドネシア国内のサプライヤーから調達



01 RCEP協定の締約国外で生産されたものなので、RCEP協定上の原産品ではありません。

02 締約国内で生産されたかどうか不明なため、RCEP協定上の原産品かどうか分かりません。

⇒どちらも(まずは)非原産材料として考えます。

適用する原産品の要件を確定

RCEP協定 第3・2条 原産品

この協定の適用上、次のいずれかの産品であって、この章に定める他の全ての関連する要件を満たすものは、原産品として取り扱う。

- (a) 一の締約国において完全に得られ、又は生産される産品であって、次条(完全に得られ、又は生産される産品)に定めるもの
- (b) 一の締約国において一又は二以上の締約国からの原産材料のみから生産される産品
- (c) **一の締約国**において**非原産材料を使用して生産**される産品であって、**附属書3A(品目別規則)**に定める関連する要件を満たすもの



今回、非原産材料を使用しているので、
(c)の「品目別規則を満たす産品」の要件ですね。

産品が締約国(インドネシア)の原産品と認められるためには、**インドネシアにおける生産**により、RCEP協定の品目別規則に定める関連する要件を満たす必要があります。

RCEP協定の品目別規則を確認

税関ホームページ 原産地規則ポータル 「品目別原産地規則の検索」を利用

➔ 製品のHS番号(6桁) = 「6203.43」で検索

品目別原産地規則 / Product-Specific Rules

❖ 国名 / Country

インドネシア

❖ 品目 / Item

HSコード(上位4桁もしくは6桁、ドット(.)なし)を入力してください。
Please enter the HS code in 4 or 6 digit without a dot (.)

620343

- 地域的な包括的経済連携(RCEP)協定 (HS2022) / REGIONAL COMPREHENSIVE ECONOMIC PARTNERSHIP (RCEP) AGREEMENT (HS2022)
- 日・ASEAN包括的経済連携協定 (HS2017) / ASEAN-Japan CEPA (HS2017)
- 日インドネシア経済連携協定 (HS2017) / Japan-Indonesia EPA (HS2017)

入力されたHSコードと経済連携協定のHSコードのバージョンの差がある場合があります。ご入力されたバージョンのRCEP協定(HS2022) / REGIONAL COMPREHENSIVE ECONOMIC PARTNERSHIP (RCEP) AGREEMENT (HS2022)のバージョンのHSコードを使用してください。

経済連携協定等によって、採用しているHSコードのバージョンが異なる場合があります。調べたい協定の輸入通関申告の際には最新のHSコードを使用してください。各協定(FTA/EPA and Regional Trade Agreements) has its own version of HS code. If you search with a version of HS code that is not the latest version of the agreement you wish to use. The latest version of the agreement is to be used. 参考: 各バージョンのHSコードの移行関係についてはWorld Customs Organization Secretariat provide the following links: [HS2022からHS2017への変換 CORRELATING THE 2022 HS2017](#) [HS2017からHS2012への変換 CORRELATING THE 2017 HS2012](#) [HS2012からHS2007への変換 CORRELATING THE 2012 HS2007](#) [HS2007からHS2002への変換 CORRELATING THE 2007 HS2002](#)

その品目について関税譲許されているか否かに関わらず、関税譲許に係る状況については、[実行関税率表\(日本\)](#)のPSR corresponding to the products' HS code is shown. Refer to [Japan's Tariff Schedule \(Importing to Japan\)](#)

検索/Search リセット/Reset

RCEP協定の場合、品目別規則はHS2022年版で規定されています。
※ EPAによって採用するHSのバージョンが異なります。

部 / Section	類 / Chapter	項 / Heading	号 / Subheading	品名 / Description	品目別原産地規則 / PSR	注 / Note
	62			衣類及び衣類付属品(メリヤス織み又はクロセ織みのものを除く。) Articles of apparel and clothing accessories, not knitted or crocheted		
		6203		男子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ(水着を除く。) Men's or boys' suits, ensembles, jackets, blazers, trousers, bib and brace overalls, breeches and shorts (other than swimwear)		
			620343	ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ Trousers, bib and brace overalls, breeches and shorts : 合成繊維製のもの Of synthetic fibres	CC CC	

第6203.43号の製品に適用される品目別規則は「CC」

CC とは、製品の生産において使用された全ての非原産材料について、HS番号2桁の水準における関税分類の変更(CTC)が行われていれば良いという基準です。

ステップ3
完了 14

輸入貨物のRCEP協定利用のステップ

輸入においてRCEP協定を利用するためには次のステップで確認します。

ステップ1. 輸入貨物のHS番号を特定

ステップ2. RCEP協定税率が設定されていることを確認

ステップ3. 適用される原産地基準を特定

 ステップ4. 原産地基準を満たすかを確認 + RCEP原産国を決定

ステップ5. 輸入面での原産地手続

- (1) 申告に必要な書類(原産地証明書または原産品申告書など)を整える
- (2) 関係書類を保存

ステップ6. 輸入申告時にRCEP協定税率を適用

ステップ7. 必要に応じ日本税関からの事後確認に対応

品目別規則(関税分類変更基準)を満たすかを確認

- 品目別規則が関税分類変更基準(CC、CTH等)の場合、製品に使用する材料が原産材料であれば、その材料については製品との関税分類の変更(CTC)を確認する必要がありません。
- しかし、材料を「原産材料」と扱うのであれば、その材料が原産品の要件を満たすことを確認しなければなりません(証明負担が大きいことがあります)。
- まずは**全ての材料に対し、関税分類の変更(CTC)を確認**した上で、基準を満たさない材料についてのみ、「原産材料」かどうか確認していくことが効率的です。

生産に使用された材料のHS番号を確認

■ 産品: 合成繊維製のズボン(男子用)

材料表等の書類で確認 

□ 材料表:

	01 合成繊維製の織生地	… HS番号 第54類
	02 ボタン	… HS番号 第96類

➡ 全ての材料について、産品(第6203.43号)の品目別規則「CC」を満たす、**関税分類の変更(CTC)があることを確認**。

※CTC:Change in Tariff Classification

産品は、品目別規則を満たすと認められます。

製造工程を確認

品目別規則を満たすかの確認に加えて

RCEP協定 第3・2条 原産品

(c) **一の締約国において**非原産材料を使用して**生産される産品**であって、附属書3A(品目別規則)に定める関連する要件を満たすもの

■ 産品: 合成繊維製のズボン(男子用)

製造工程表等の書類で確認



□ 製造工程: 輸出者の**インドネシア国内工場**にて下記材料を用いて製造。



□ 材料表:  01 合成繊維の織生地・・・締約国外からインドネシアに輸入

 02 ボタン・・・インドネシア国内のサプライヤーから調達

➔ 産品が、RCEP締約国である、インドネシアにおいて生産されていることがわかるため、RCEP協定第3・2条(c)のうち「**一の締約国において生産される産品**」であることが確認できます。

産品は、RCEP協定上のインドネシア原産品と認められます。



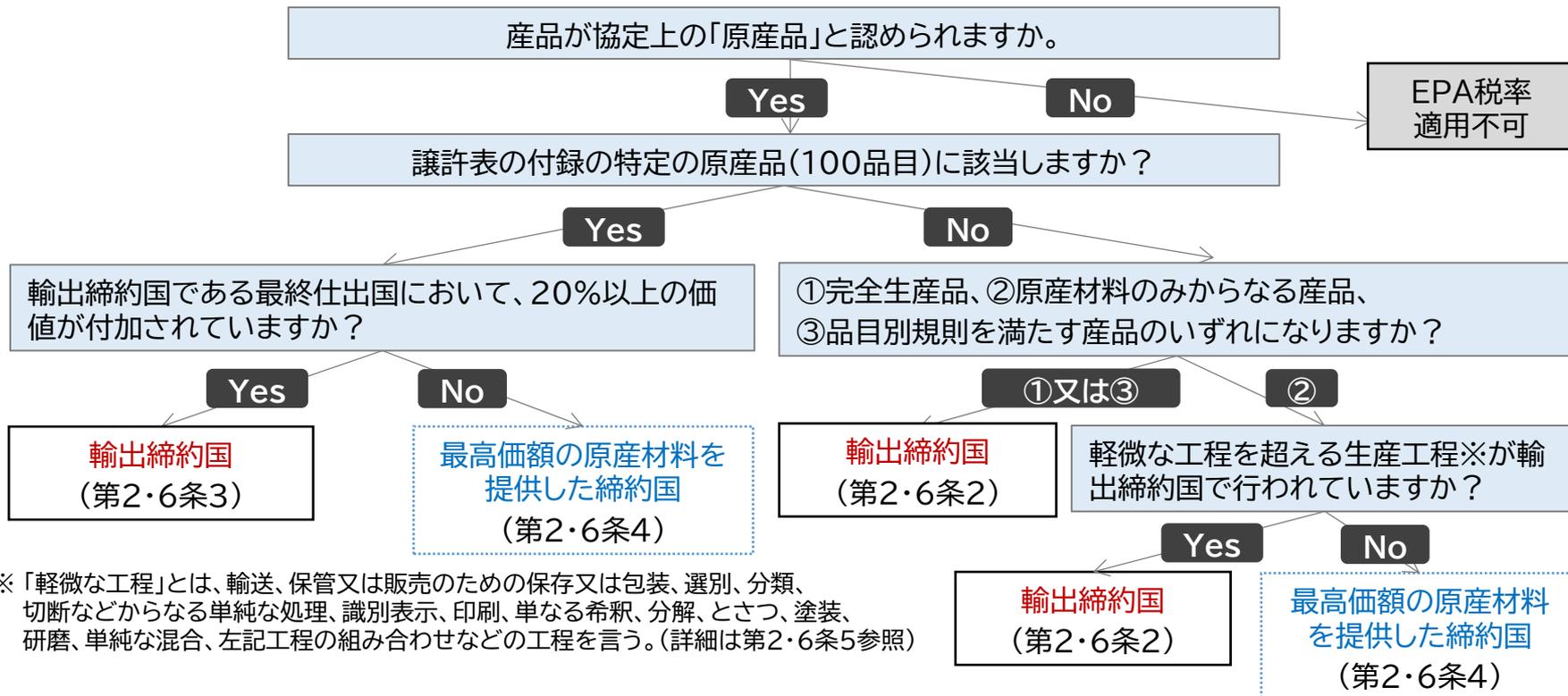
原産品
でした!

RCEP原産国を決定

- RCEP協定においては個別譲許を採用している国があり、同じ商品でも輸入相手国によって異なる関税率が設定されている場合があります。
- 協定第2・6条「関税率の差異」に定める「RCEP原産国」の決定は、**商品にどの輸入相手国に対する関税率を適用するか**を決めるためのルールです。商品がRCEP協定上の原産品と認められるかを確認してから、RCEP原産国を決定します。

RCEP原産国の決定フローチャート

● 多くの場合、RCEP原産国は輸出締約国(原産品の資格を取得した国)と同一となります。



※「軽微な工程」とは、輸送、保管又は販売のための保存又は包装、選別、分類、切断などからなる単純な処理、識別表示、印刷、単なる希釈、分解、とさつ、塗装、研磨、単純な混合、左記工程の組み合わせなどの工程を言う。(詳細は第2・6条5参照)

輸入者は生産に関与した締約国又は全ての締約国に適用する税率の中で 最高税率を選択可能 (第2・6条6)

譲許表の付録の特定の商品に該当するかの確認

(Appendix in Relation to Paragraph 3 of Article 2.6 (Tariff Differentials))

- RCEP協定において個別譲許(国ごとに関税率の差異が発生する品目を設定)を採用しているのは、**日本、中国、韓国、インドネシア、フィリピン、タイ、ベトナム**の7か国です。
- 個別譲許採用国は譲許表の付録に「特定の商品」を掲げており、これに該当した場合は、付録に定める追加的要件(輸出締約国である最終仕出国において20%以上の価値が付加されていること)を確認する必要があります。

日本の付録の特定の商品を確認

【税関ホームページから】

<https://www.customs.go.jp/roo/information/rcep.htm>



「RCEP協定第2.6条(関税率の差異)3の規定に関する付録(100品目)一覧表」(抜粋)

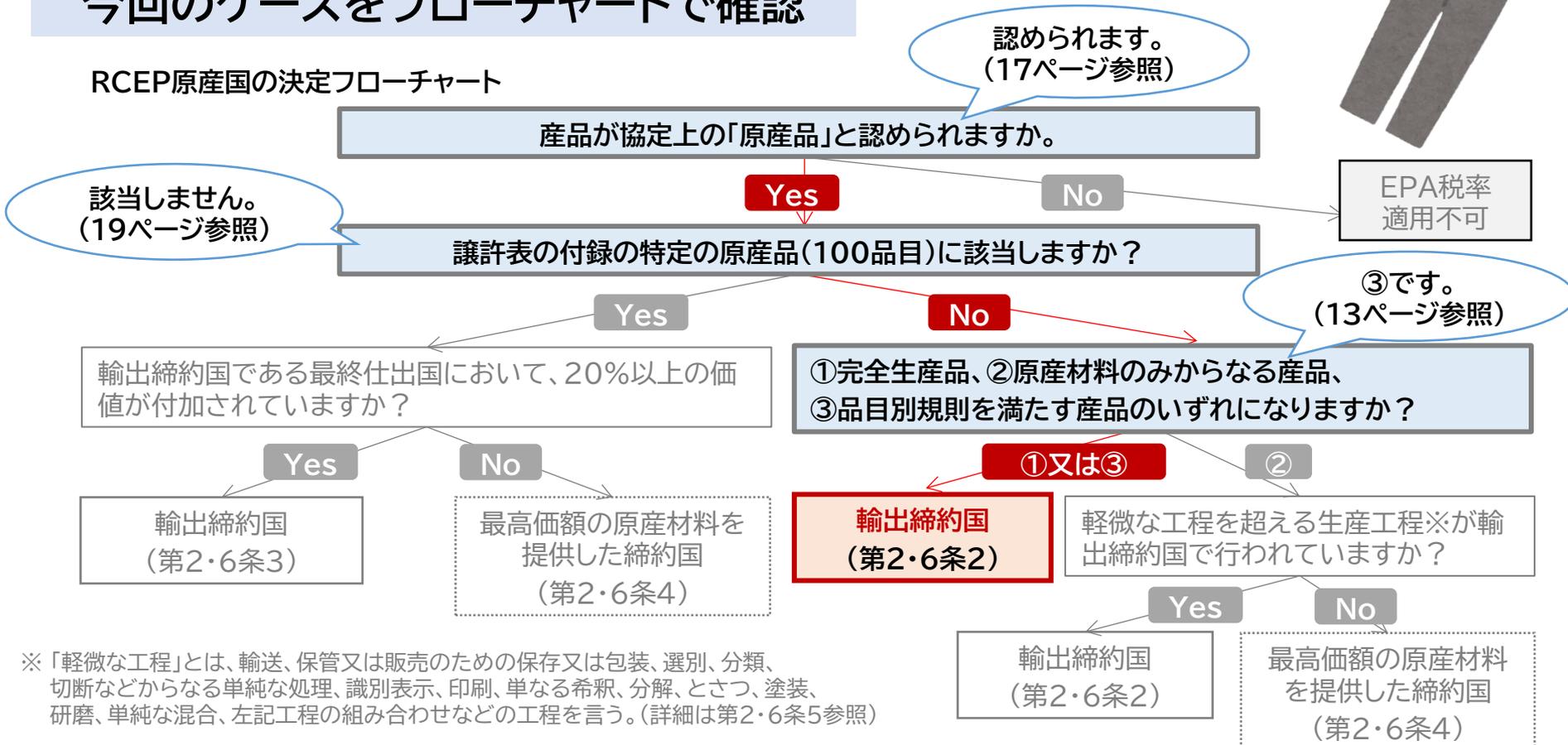
76	410799.212	— その他のもの
76	410799.212	— その他のもの
77	410799.222	— その他のもの
77	410799.222	— その他のもの
77	410799.222	— その他のもの
78	411200.212	— その他のもの
78	411200.212	— その他のもの
78	411200.212	— その他のもの
79	411310.212	— その他のもの
79	411310.212	— その他のもの
79	411310.212	— その他のもの
80	640320.022	— その他のもの
80	640320.022	— その他のもの
80	640320.022	— その他のもの
81	640340.012	— その他のもの
81	640340.012	— その他のもの

6203.43-200は掲載されていない

6203.43-200 の商品は、日本の付録の特定の商品には該当しません。

今回のケースをフローチャートで確認

RCEP原産国の決定フローチャート



※「軽微な工程」とは、輸送、保管又は販売のための保存又は包装、選別、分類、切断などからなる単純な処理、識別表示、印刷、単なる希釈、分解、とさつ、塗装、研磨、単純な混合、左記工程の組み合わせなどの工程を言う。(詳細は第2・6条5参照)

RCEP原産国は「**輸出締約国**」(＝インドネシア)と決定できました。 **ステップ4 完了**

「RCEP原産国」についてさらに詳しく知りたい方はこちら→
 YouTube 税関チャンネル 「【RCEP協定】地域的な包括的経済連携協定説明会」
 IV. RCEP協定における税率差(59分00秒/1時間36分45秒)

輸入貨物のRCEP協定利用のステップ

輸入においてRCEP協定を利用するためには次のステップで確認します。

ステップ1. 輸入貨物のHS番号を特定

ステップ2. RCEP協定税率が設定されていることを確認

ステップ3. 適用される原産地基準を特定

ステップ4. 原産地基準を満たすかを確認 + RCEP原産国を決定

ステップ5. 輸入面での原産地手続

- (1) 申告に必要な書類(原産地証明書または原産品申告書など)を整える
- (2) 関係書類を保存

ステップ6. 輸入申告時にRCEP協定税率を適用

ステップ7. 必要に応じ日本税関からの事後確認に対応

RCEP協定の証明制度(日本へ輸入する場合)

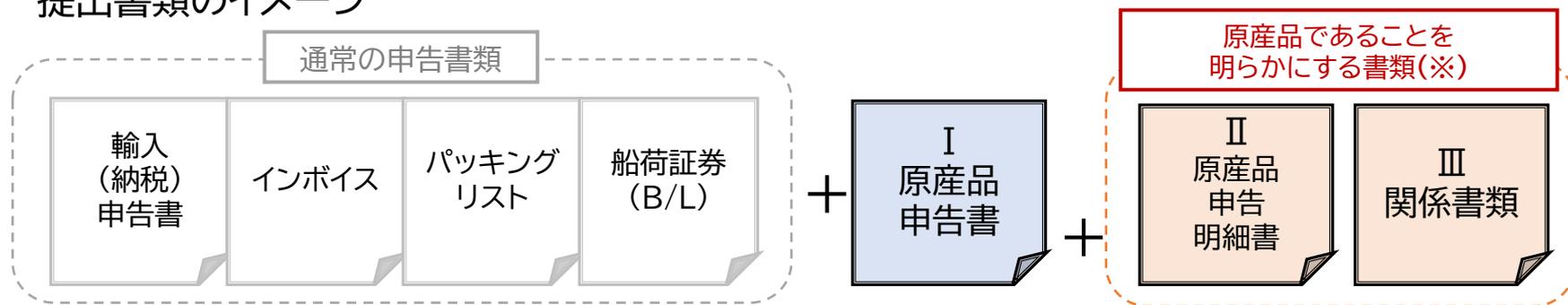
- RCEP協定の関税上の特惠待遇を要求(RCEP協定税率を適用)するためには、以下のいずれかの原産地証明手続を行う必要があります。

証明制度	証明書類の取得方法	対象国	メリットと留意点
第三者証明制度 (原産地証明書)	輸出締約国において権限ある発給機関に輸出者又は生産者が発給を依頼	全ての締約国	<p>メリット: 発給機関によって原産性判断。発給機関を通じて輸出者・生産者に事後確認。</p> <p>留意点: 発給に費用及び時間を要する。</p>
認定輸出者制度 (原産地申告)	輸出締約国において権限ある当局により認定された輸出者が書類を作成	全ての締約国	<p>メリット: 認定後は自ら原産地申告を作成可能。</p> <p>留意点: 輸出国政府による認定を受ける必要。</p>
自己申告制度 (原産品申告書)	(輸入者による自己申告) 日本の輸入者が書類を作成	全ての締約国	<p>メリット: 輸入者自ら原産品申告を作成可能。</p> <p>留意点: 輸出者等に事後確認が行われないため、輸入者のみに証明責任が生じる。</p>
	(輸出者又は生産者による自己申告) 輸出締約国の輸出者又は生産者が書類を作成	豪州、 ニュージーランド、 韓国	<p>メリット: 発給機関から証明書取得の手間が省ける。</p> <p>留意点: 輸出者等にも証明責任が生じる。</p>

※ 日本への輸入において、現時点で輸出者又は生産者による自己申告を利用できるのは、**豪州・ニュージーランド・韓国からの輸入**に限ります。(各締約国において制度の導入に一定期間の猶予が設けられており、将来的に導入されます。)

輸入通関時の提出書類(輸入者による自己申告)

- RCEP協定上の特惠待遇を要求するためには、通常の輸入申告書類に加え、原則として、以下の書類の提出が必要になります(課税価額の総額が20万円以下の原産品については省略が可能です)
 - I. 原産品申告書
 - II. 原産品申告明細書
 - III. 関係書類
 } 原産品であることを明らかにする書類
- NACCSを利用して電子的に提出することが原則です。
- 原産品申告書及び原産品申告明細書は、任意の様式で作成可能ですが、税関ホームページ掲載の様式見本もご利用いただけます。
- AEO輸入者による特例申告(貨物の引取後に行う納税申告)の場合には、上記 I・II・IIIの書類の提出に代え、書類を保存することで足りる取扱いとなります。ただし、AEO輸入者が一般の輸入申告を行う場合は提出が必要です。
- 提出書類のイメージ



※ 事前教示を取得している場合又は完全生産品であることが確認できる場合は、省略可能です。

輸入貨物のRCEP協定利用のステップ

輸入においてRCEP協定を利用するためには次のステップで確認します。

ステップ1. 輸入貨物のHS番号を特定

ステップ2. RCEP協定税率が設定されていることを確認

ステップ3. 適用される原産地基準を特定

ステップ4. 原産地基準を満たすかを確認 + RCEP原産国を決定

ステップ5. 輸入面での原産地手続

- (1) 申告に必要な書類(原産地証明書または原産品申告書など)を整える
- (2) 関係書類を保存

 ステップ6. 輸入申告時にRCEP協定税率を適用

ステップ7. 必要に応じ日本税関からの事後確認に対応

NACCSにおける原産地証明書識別コードの入力方法

NACCS 原産地証明書識別コードの入力体系

原産地証明書識別(4桁) = 原産地(申告)種別(2桁) + 原産地証明者等区分(1桁) + 貨物の種類(1桁)

原産地(申告)種別		原産地証明者等区分		貨物の種類				
RC	RCEP協定(中国)	T	輸出国当局が発給した原産地証明書(第三者証明)	E P A	4	EPAに基づく原産地証明書(若しくは原産品申告書)の提出がある貨物【CO等を提出】		
RK	RCEP協定(韓国)	A	認定輸出者による自己証明(原産地申告)				5	少額扱い貨物【CO等提出なし】
RA	RCEP協定(オーストラリア)	P	製造者による原産品申告書					
RN	RCEP協定(ニュージーランド)	Q	製造者による原産品申告書(原産性に関する情報が提供できない場合)		7	EPAに基づく原産地証明書(若しくは原産品申告書)の提出猶予申請を行う貨物		
R1	RCEP協定(シンガポール)	E	輸出者による原産品申告書					
R2	RCEP協定(ブルネイ)	F	輸出者による原産品申告書(原産性に関する情報が提供できない場合)					
R3	RCEP協定(カンボジア)	I	輸入者による原産品申告書					
R4	RCEP協定(ラオス)	O	原産地証明書等の提出が不要な場合					
R5	RCEP協定(タイ)							
R6	RCEP協定(ベトナム)							
R7	RCEP協定(マレーシア)							
R8	RCEP協定(インドネシア)							
R9	RCEP協定(フィリピン)							

- ・ 「原産地(申告)種別」欄(2桁)には、RCEP原産国に対応する原産地(申告)種別コードを入力します。
- ・ RCEP協定第2.6条6に基づき最高税率を選択する場合、最高税率が設定されている国に対応する原産地(申告)種別コードを入力の上、NACCS上の輸入申告の記事欄にその旨を記載します。

! よくある入力誤り

- ✓ 採用する証明区分の誤り (例:原産地証明書による申告を、誤って輸出者による原産品申告書として申告)
- ✓ RCEP原産国の入力誤り (例:RCEP原産国が韓国である貨物について、誤ってRC(RCEP原産国=中国)として申告) 25

輸入貨物のRCEP協定利用のステップ

輸入においてRCEP協定を利用するためには次のステップで確認します。

ステップ1. 輸入貨物のHS番号を特定

ステップ2. RCEP協定税率が設定されていることを確認

ステップ3. 適用される原産地基準を特定

ステップ4. 原産地基準を満たすかを確認 + RCEP原産国を決定

ステップ5. 輸入面での原産地手続

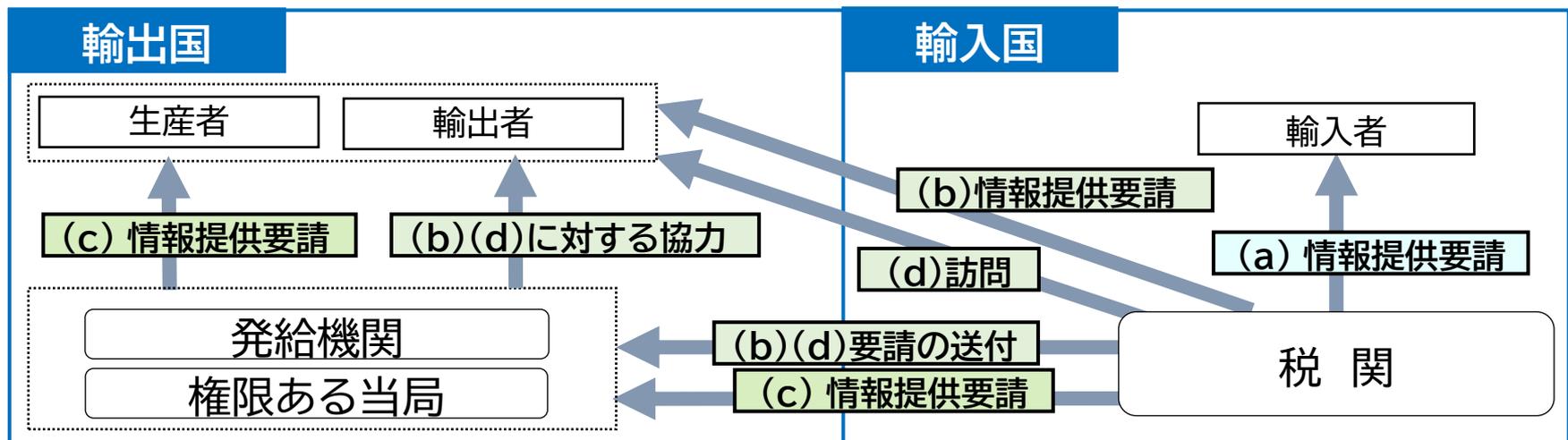
- (1) 申告に必要な書類(原産地証明書または原産品申告書など)を整える
- (2) 関係書類を保存

ステップ6. 輸入申告時にRCEP協定税率を適用

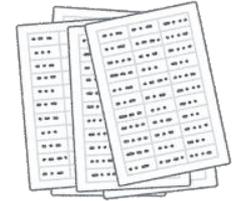
ステップ7. 必要に応じ日本税関からの事後確認に対応

事後確認(検証)とは

- EPA税率を適用して輸入申告された貨物について、各EPA及び関税関係法令の規定に基づき、特惠税率の便益の適正な確保を目的として、**輸入通関後にその貨物が原産品であるか否かについての確認**を行うこと
- RCEP協定においては、第3・24条に規定する以下の方法が認められています。
 - (a) 輸入者に対して追加の情報について書面により要請する方法
 - (b) 輸出者又は生産者に対し、追加の情報について書面により要請する方法
 - (c) 輸出締約国の発給機関又は権限のある当局に対し、追加の情報について書面により要請する方法
 - (d) 輸出締約国の輸出者又は生産者の施設を確認のために訪問する方法
 - (e) その他締約国が合意する方法
- 輸入申告された貨物が原産品であることを確認できない場合には、**EPA税率の適用が否認**されます。



日本税関が行うRCEP協定の事後確認



方法

輸入者に対する事後確認

- 書面での情報提供要請又は輸入者等の事業所を個別に訪問して行う調査(事後調査)により実施され、輸入者から提出された資料等に基づき、輸入申告された貨物が相手国の原産品であるか否かを確認します。

輸出国に対する事後確認

- 輸入者に対する事後確認で、貨物が原産品であることを確認できない場合には、日本税関から輸出国に対し、当該貨物が原産品であるか否かについての情報提供要請や現地への訪問による検証を行うことがあります。
- なお、RCEP協定において輸入者自己申告に基づきEPA税率を適用した場合、協定上、輸入国税関は輸出国に対する事後確認を実施することができません。

結果

- ◆ 事後確認の結果、貨物が原産品であることを確認できない場合には、EPA税率の適用が否認されます。
- ◆ また、事案の内容に応じて、過少申告加算税等の対象にもなります。

関係書類の保存

日本における輸入者の書類保管義務(自己申告制度の場合)

- 「原産品申告書」を作成した日本の輸入者は、国内法令に基づき、**産品が原産品であることを証明するために必要な全ての書類(「RCEP原産国」の決定のための関係書類を含む。)**を、輸入の許可の日の翌日から**5年間** 保管する義務があります。
(※ 輸入申告の際に税関へ提出した書類については、保存義務の対象外。)

保存書類のイメージ(輸入者自己申告)



「関係書類の保存」についてさらに詳しく知りたい方はこちら→
税関ホームページ パンフレット「帳簿書類の保存義務と電子データによる保存の概要」
(<https://www.customs.go.jp/tsukan/chobohozongaiyou.pdf>)



2. 事前質問への回答

事前質問Q.1

Q.1 : 一次材料のHSコードと最終製品のHSコードが同一であり、 二次材料が多種わたる場合における原産性の証明について

製品の一次材料のうちの1つを自社で製造していますが、製品と一次材料のHSコードが同じなので、品目別規則のうち関税分類変更基準を満たさない。この一次材料を構成する材料（二次材料）は多種に渡るため、全ての二次材料の原産性を証明することは難しく、材料をある程度のまとまりとして捉えることも難しい場合、どのように原産性を証明すれば良いでしょうか。

A.1

- 製品のHSコードによっては、関税分類変更基準のみならず、加工工程基準や付加価値基準が採用されている場合があるので、関税分類変更基準以外の要件を満たすかを検討することが方法として考えられます。
- 採用されている原産品の要件が関税分類変更基準のみである場合は、HSコードが同一の材料について累積（第3・4条）や僅少の非原産材料（第3・7条）の規定を適用できるかどうか検討します。

Q.2 : 原産地証明書のHSコードと日本で輸入申告する際のHSコードが異なっている場合でもRCEP協定税率は適用できますか。

中国で発行した原産地証明書に記載されているHSコードと日本で輸入申告する際のHSコードが異なっている場合でもRCEP協定税率ができれば可能なケースを知りたい。また、関連資料があれば参考にしたい。

A. 2

- 原産地証明書記載の税番と輸入申告の税番が違う場合には、原則原産地証明書は無効。ただし、原産地証明書に異なる税番が記載されたことについて理由を聴取のうえ、以下に該当する場合には当該原産地証明書は有効と認められます。
 1. 相違がHSのバージョン違いに起因する場合
 2.
 - (i) 締約国原産地証明書の記載が、いわゆる「完全生産品」又は「原産材料のみから生産される産品」であり、かつ、同締約国の原産品とすることに特段の疑義が認められない場合。
 - (ii) 上記(i)以外の場合であって、記載税番と適用税番に対する協定に定める品目別規則が同一のものであり、かつ、同締約国の原産品とすることに特段の疑義が認められない場合。

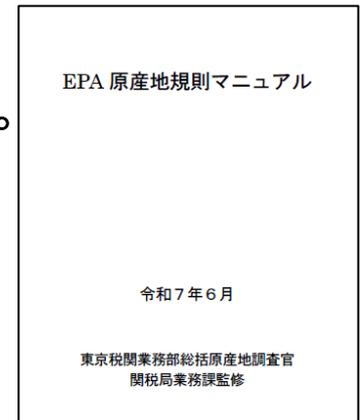
A.2

(iii) 上記(i)及び(ii)以外の場合であって、当該輸入貨物に適用されるべき税番の決定に当たって記載税番としたことに相当の理由があると認められ、かつ、当該貨物が協定に定める締約国原産品と認められる場合。

また上記のいずれにも該当しない場合であっても、輸入者が資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合（文書による原産地に関する事前教示を取得している場合を含む。）には、当該原産地証明書は有効なものと認められます。

なお、参考資料は原産地規則マニュアルの問27に掲載しております。

(<https://www.customs.go.jp/roo/origin/epa.pdf>)



【参考】

上記2.(ii): 「品目別規則が同一のもの」には当たらない場合の例
品目別規則がともにCCである場合で、記載税番と適用税番の類が異なる場合
(CTH、CTSHについても同様)。

3. 事前教示制度

事前教示制度



(文書による照会に対しては原則30日以内に回答)

- 事前教示制度とは、貨物の輸入をお考えの方やその他の関係者が、税関に対して、輸入の前に、輸入を予定している貨物が原産地規則を満たしているかどうか(協定の適用・解釈等)についての照会を文書により行い、税関から文書により回答を受けることができる制度です。
- 輸入を予定している貨物の原産地、特惠税率の適用の可否等を事前に知ることができ、適用される税率が事前に分かることから、輸入にかかる費用等の計画が立てやすくなります。
- RCEP協定については、第2.6条に規定する「RCEP原産国」についても事前教示回答の対象となります(希望制)。
- 貨物が実際に輸入される際の輸入通関では、事前教示によって、既にその貨物の取扱い(原産地)が確定していることから、迅速な申告、貨物の早期の受取りができるようになります。
- 税関が発出した回答(教示)の内容については、最長3年間、税関が輸入申告を審査する際に尊重されます(法律改正等により取扱いの変更があった場合等を除く。)ので、恒常的に同じ貨物を輸入する場合には、安定的な取扱いが確保されます。

※口頭やEメールによる事前教示の照会(文書による事前教示の照会に準じた取扱いに切り替えた場合を除く。)の場合には、輸入申告の審査の際に尊重される取扱いは行われませんのでご注意ください。

各税関お問い合わせ先



事前教示照会のほか、原産地規則・関連する税関手続については、下記までお気軽にお問い合わせください。

税関	電話番号	メールアドレス
函館税関 業務部 原産地調査官	0138-40-4255	hkd-gyomu-gensan@customs.go.jp
東京税関 業務部 首席原産地調査官	03-3599-6527	tyo-gyomu-origin@customs.go.jp
横浜税関 業務部 原産地調査官	045-212-6174	yok-gensanchi@customs.go.jp
名古屋税関 業務部 首席原産地調査官	052-654-4205	nagoya-gyomu-gensanchi@customs.go.jp
大阪税関 業務部 首席原産地調査官	06-6576-3196	osaka-gensanchi@customs.go.jp
神戸税関 業務部 首席原産地調査官	078-333-3097	kobe-gensan@customs.go.jp
門司税関 業務部 原産地調査官	050-3530-8369	moji-gyomu@customs.go.jp
長崎税関 業務部 原産地調査官	095-828-8801	nagasaki-gensanchi@customs.go.jp
沖縄地区税関 業務部 原産地調査官	098-943-7830	oki-9a-gensanchi@customs.go.jp

4. 税関ホームページのご案内

税関ホームページ/EPA・原産地規則ポータル

税関ホームページ/EPA・原産地規則ポータルでは、各種情報を掲載。

➤ <https://www.customs.go.jp/roo/index.htm>

➤ 自己申告制度を利用する場合の輸出相談のご案内

EPAの自己申告制度を利用した日本からの輸出について

EPA協定の適用については、対象品目が協定上の原産地としての要件を満たしているかを確認する必要があります。

▼ EPAの自己申告制度を利用した日本からの輸出に係る相談 ▼ EPAの協定の適用を受けるための確認

EPAの自己申告制度を利用した日本からの輸出に係る相談

EPA協定センターにおいて、自衛隊法、CPTPP、日印協定、日米協定、RCEP協定（暹州、ニューファンドランド、韓国協定）に係る自己申告制度を利用した日本からの輸出に係る相談を受けております。

EPA協定の適用を受けるためのお問い合わせの一環として、ご不明な点がございましたら是非お問い合わせください。

- EPAの自己申告制度を利用した日本からの輸出に係る相談
- 輸出税額(AACD)の計算

① RCEP協定において輸出又は生産者が自己申告制度を利用できるのは、暹州、ニューファンドランド、韓国のみです（2025年1月1日開始）。その他の協定（輸出する国、自己申告制度は適用はできません）の輸出については、以下をご覧ください。

- 日本産品協定協定（ASEAN）
- 日米産品協定協定（日米FTA）
- 日印産品協定協定（日印FTA）
- 日米産品協定協定（日米FTA）

➤ 事前教示の情報（公開回答一覧表など）

3. 輸入する前に貨物の原産地の取扱いを知りたい。

事前教示制度（原産地関係）

- 事前教示回答（原産地）

【概要】

貨物の輸入をお考えの方やその他の関係者が、税関に対して、輸入の前に当該貨物の原産地認定の取り扱い（法令の適用・解釈等）についての照会を、原則として文書により行い、文書により回答を受けることができる制度です。

- 事前教示制度について（ご案内）
- RCEP協定に係る事前教示について

【メリット】

輸入予定貨物の原産地の扱い、特恵税率の適用の可否等を事前に知ることができ、原価計算をより精確に

EPA・原産地規則ポータル

経済連携協定（EPA）等の適正かつ円滑な活用のため、EPA原産地規則をはじめとする、様々な情報を掲載しています。

- 初めてEPAで輸入
- 初めてEPAで輸出 / 輸出相談（自己申告）
- 原産地規則とは
- 原産地基準・証明手続 / 様式見本
- 協定・法令等 / EPAとは
- 事前教示
- 事後確認
- 品目別原産地規則（PSR）の検索
- お知らせ

➤ 各EPAの協定条文等

EPA名	協定タイトル等（原産地規則関係部分）		原産地規則関係記事
	外貨出向等へのリンク	原産地規則関係	
シンガポール	協定本文、実施協定	協定本文（協定文）（PDF） 協定書（協定文）（PDF） 協定書（協定文）（PDF） 原産地規則（協定書） 原産地規則関係記事	原産地規則関係記事
ASEAN	協定本文、実施協定	【協定書・協定文関係】 協定本文（PDF） 協定書（協定文）（PDF） 原産地規則（協定書） 原産地規則関係記事	原産地規則関係記事

➤ 品目別原産地規則検索システム

品目別原産地規則 / Product-Specific Rules

39 国名 / Country

39 品目 / Item

40 品目（品名）の検索 / Search for item name

Please enter the HS code in a 4 or 6 digit format.

41 国名（国名）の検索 / Search for country name

Please enter the country name in a 4 or 6 digit format.

42 協定（協定名）の検索 / Search for agreement name

Please enter the agreement name in a 4 or 6 digit format.

43 協定（協定名）の検索 / Search for agreement name

Please enter the agreement name in a 4 or 6 digit format.

44 協定（協定名）の検索 / Search for agreement name

Please enter the agreement name in a 4 or 6 digit format.

45 協定（協定名）の検索 / Search for agreement name

Please enter the agreement name in a 4 or 6 digit format.

46 協定（協定名）の検索 / Search for agreement name

Please enter the agreement name in a 4 or 6 digit format.

47 協定（協定名）の検索 / Search for agreement name

Please enter the agreement name in a 4 or 6 digit format.

48 協定（協定名）の検索 / Search for agreement name

Please enter the agreement name in a 4 or 6 digit format.

49 協定（協定名）の検索 / Search for agreement name

Please enter the agreement name in a 4 or 6 digit format.

50 協定（協定名）の検索 / Search for agreement name

Please enter the agreement name in a 4 or 6 digit format.

51 協定（協定名）の検索 / Search for agreement name

Please enter the agreement name in a 4 or 6 digit format.

52 協定（協定名）の検索 / Search for agreement name

Please enter the agreement name in a 4 or 6 digit format.

53 協定（協定名）の検索 / Search for agreement name

Please enter the agreement name in a 4 or 6 digit format.

54 協定（協定名）の検索 / Search for agreement name

Please enter the agreement name in a 4 or 6 digit format.

55 協定（協定名）の検索 / Search for agreement name

Please enter the agreement name in a 4 or 6 digit format.

56 協定（協定名）の検索 / Search for agreement name

Please enter the agreement name in a 4 or 6 digit format.

57 協定（協定名）の検索 / Search for agreement name

Please enter the agreement name in a 4 or 6 digit format.

58 協定（協定名）の検索 / Search for agreement name

Please enter the agreement name in a 4 or 6 digit format.

59 協定（協定名）の検索 / Search for agreement name

Please enter the agreement name in a 4 or 6 digit format.

60 協定（協定名）の検索 / Search for agreement name

Please enter the agreement name in a 4 or 6 digit format.

61 協定（協定名）の検索 / Search for agreement name

Please enter the agreement name in a 4 or 6 digit format.

62 協定（協定名）の検索 / Search for agreement name

Please enter the agreement name in a 4 or 6 digit format.

63 協定（協定名）の検索 / Search for agreement name

Please enter the agreement name in a 4 or 6 digit format.

64 協定（協定名）の検索 / Search for agreement name

Please enter the agreement name in a 4 or 6 digit format.

65 協定（協定名）の検索 / Search for agreement name

Please enter the agreement name in a 4 or 6 digit format.

66 協定（協定名）の検索 / Search for agreement name

Please enter the agreement name in a 4 or 6 digit format.

67 協定（協定名）の検索 / Search for agreement name

Please enter the agreement name in a 4 or 6 digit format.

68 協定（協定名）の検索 / Search for agreement name

Please enter the agreement name in a 4 or 6 digit format.

69 協定（協定名）の検索 / Search for agreement name

Please enter the agreement name in a 4 or 6 digit format.

70 協定（協定名）の検索 / Search for agreement name

Please enter the agreement name in a 4 or 6 digit format.

71 協定（協定名）の検索 / Search for agreement name

Please enter the agreement name in a 4 or 6 digit format.

72 協定（協定名）の検索 / Search for agreement name

Please enter the agreement name in a 4 or 6 digit format.

73 協定（協定名）の検索 / Search for agreement name

Please enter the agreement name in a 4 or 6 digit format.

74 協定（協定名）の検索 / Search for agreement name

Please enter the agreement name in a 4 or 6 digit format.

75 協定（協定名）の検索 / Search for agreement name

Please enter the agreement name in a 4 or 6 digit format.

76 協定（協定名）の検索 / Search for agreement name

Please enter the agreement name in a 4 or 6 digit format.

77 協定（協定名）の検索 / Search for agreement name

Please enter the agreement name in a 4 or 6 digit format.

78 協定（協定名）の検索 / Search for agreement name

Please enter the agreement name in a 4 or 6 digit format.

79 協定（協定名）の検索 / Search for agreement name

Please enter the agreement name in a 4 or 6 digit format.

80 協定（協定名）の検索 / Search for agreement name

Please enter the agreement name in a 4 or 6 digit format.

81 協定（協定名）の検索 / Search for agreement name

Please enter the agreement name in a 4 or 6 digit format.

82 協定（協定名）の検索 / Search for agreement name

Please enter the agreement name in a 4 or 6 digit format.

83 協定（協定名）の検索 / Search for agreement name

Please enter the agreement name in a 4 or 6 digit format.

84 協定（協定名）の検索 / Search for agreement name

Please enter the agreement name in a 4 or 6 digit format.

85 協定（協定名）の検索 / Search for agreement name

Please enter the agreement name in a 4 or 6 digit format.

86 協定（協定名）の検索 / Search for agreement name

Please enter the agreement name in a 4 or 6 digit format.

87 協定（協定名）の検索 / Search for agreement name

Please enter the agreement name in a 4 or 6 digit format.

88 協定（協定名）の検索 / Search for agreement name

Please enter the agreement name in a 4 or 6 digit format.

89 協定（協定名）の検索 / Search for agreement name

Please enter the agreement name in a 4 or 6 digit format.

90 協定（協定名）の検索 / Search for agreement name

Please enter the agreement name in a 4 or 6 digit format.

91 協定（協定名）の検索 / Search for agreement name

Please enter the agreement name in a 4 or 6 digit format.

92 協定（協定名）の検索 / Search for agreement name

Please enter the agreement name in a 4 or 6 digit format.

93 協定（協定名）の検索 / Search for agreement name

Please enter the agreement name in a 4 or 6 digit format.

94 協定（協定名）の検索 / Search for agreement name

Please enter the agreement name in a 4 or 6 digit format.

95 協定（協定名）の検索 / Search for agreement name

Please enter the agreement name in a 4 or 6 digit format.

96 協定（協定名）の検索 / Search for agreement name

Please enter the agreement name in a 4 or 6 digit format.

97 協定（協定名）の検索 / Search for agreement name

Please enter the agreement name in a 4 or 6 digit format.

98 協定（協定名）の検索 / Search for agreement name

Please enter the agreement name in a 4 or 6 digit format.

99 協定（協定名）の検索 / Search for agreement name

Please enter the agreement name in a 4 or 6 digit format.

100 協定（協定名）の検索 / Search for agreement name

Please enter the agreement name in a 4 or 6 digit format.

➤ 各EPAの協定条文等

➤ 品目別原産地規則検索システム

➤ 自己申告制度を利用する場合の輸出相談のご案内

➤ 事前教示の情報（公開回答一覧表など）

<https://www.customs.go.jp/roo/text/index.htm>

<https://www.customs.go.jp/searchro/jrosv001.jsp>

<https://www.customs.go.jp/roo/origin/question/epa.htm>

<https://www.customs.go.jp/zeikan/seido/index.htm#h>

参考:「EPA関税認定アドバイザー」

輸出・輸入貨物のHSコードを知りたい

原産地はどうやって判断すればいいの？

関税分類・原産地規則などEPAの利用に関する疑問は？

輸出入の際に利用できるEPA・関税率は？

検認・事後確認への対応はどうしたらいいの？

EPA関税認定アドバイザー にご相談ください



EPA関税認定アドバイザーが解決のお手伝いをします

世界の貿易環境が大きく変化する中、企業が事業戦略として経済連携協定（EPA）を十分に活用できていない状況から、日本通関業連合会では、EPAの利用に必要な関税分類、原産地規則などのスベシヤリストである通関士（関税資格）を対象とした認定アドバイザー制度を導入しました。認定アドバイザーは日本通関業連合会が主催（財務省承認）する養成講座を受講し、認定試験に合格した通関士です。EPAのご利用から輸出入通関手続きまでワンストップでご相談頂けます。

EPA関税認定アドバイザーを調べたい人は

日本通関業連合会が主催する養成講座アドバイザー
リストからご確認ください



一般社団法人日本通関業連合会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-3-20虎ノ門VYKビル8階

お問い合わせ Email: jcba@tsukangyo.or.jp

TEL.03-3508-2535

ご清聴ありがとうございました。